

2026.3.1

2026年3月より「主任相談支援専門員配置加算」対象事業所となりましたので公表いたします。

「主任相談支援専門員配置加算」対象事業所として、「主任相談支援専門員研修」を終了した専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を配置しています。

引き続き、関係する研修を受講し、主任相談支援専門員が事業所の従業者に対しその素質の向上のために研修を実施し、支援技術の向上に努めてまいります。